

安中おもてなしとくとくキャンペーン第4弾における宿泊施設登録の要件

安中市内に宿泊施設を有し、愛郷キャンペーンに登録した事業者で、下記のいずれの条件にも該当する者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の営業許可を受けているもの、または住宅宿泊事業法（平成29年6月16日法律第65号）第3条第1項の住宅宿泊事業届出書を群馬県知事に届け出ていること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
- (3) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドライン（群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合、群馬県観光物産国際協会、群馬県温泉協会発行）に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組む宿泊施設であること。
- (5) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。